

開建高校 生徒指導方針について

生徒指導理念

- ・様々な価値観を持つ他者と多様な場で関わる中で自他と向き合い、自らを問い直すことで、社会性を身につけたり、自己のあり方について考えを深めたりすることを目指す。
- ・教育活動等を通じて生徒自らが責任感を持って企画・運営することのできる力を培い、協創者として実社会を歩むことを目指す。

指導方針

- ・様々な価値観を持つ他者と関わる多様な場として、生徒自らが企画・運営する活動や地域と連携する活動等の機会をデザインする。
- ・多様な他者との対話や協働を通じて、生徒たちの学びを深める。

生徒心得

- ・様々なものをよく見て、自由に考えてみること。
 - ・多くのことに興味を示し、自分たちでやってみたいことに挑戦する心を育てること。
 - ・周囲の人の考えを受け止め、対話を通じて相手の心を慮って行動すること。
 - ・常に自分や社会をより良くしようとする志を持つこと。
- 高校は挑戦していい場所である。『やってみたいをやってみる』気持ちで勇気ある一歩を踏み出そう。だからこそ、まずは様々なことに疑問を持ち、「なぜそうなるのか、自分だったら」と考える力をつけること。また、その疑問に対して、自己と他者で意見を出し合い、自分の考えを見出しさらに深めていくこと。すると、きっと自分らしさを見つけて自分の輝ける場所が見つかるはず。

学校生活の規則

○服装運用などについて

- ・学校は他者や社会と関わる場という認識のもと生徒自身が適切に判断し、安全面を十分考慮した服装を選択すること。
 - ・行き過ぎた服装、公共性を乱す服装については、対話を通じて改善を図るよう指導を行う。
 - ・校服については、いつでも着用してよい。また学校、学年が定めた日では、校服を着用すること。校服は開建高校のフォーマルな服装である。式典等儀式的行事において、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開へつなげる意識を持つことや、開建生を象徴する服装であるため正しく着用すること。校服着用例は以下の通り。
- 【入学式、始業式（4月、10月）・卒業式（3月）・終業式（10月、3月）・外部訪問・学校説明会・学年行事日など】
- ・校服の加工は認めない。正しく校服を着用出来ない場合は、再購入などの指導を行う。
 - ・装飾品やつけ爪、ネイル等については、自分自身だけでなく、周囲の安全にも配慮した選択を行うこと。つけ爪やネイルは、緊急時の血中酸素濃度測定に影響を与えたり、体育や課外活動において安全確保が困難になったりする場合があるので注意すること。

○アルバイトについて

- ・開建高校では皆さんの主体性を育む様々な活動が盛んに行われており、アルバイトによってそれらの活動に参加できなくなることは望ましくないので、推奨しない。
- 経済的な理由等により、やむを得ず行う必要がある場合は、必ず担任の先生に相談すること。その上で、所定の届を保護者同意のもと担任に提出すること。

○通学について

- ・通学については、徒歩・自転車・公共交通機関に限る。また自転車登校の場合は、許可制となるので、必ず申請を出すこと。また令和8年4月より、青切符制度が導入された。今まで以上に交通ルール遵守の徹底を行い、ヘルメットを着用し、安全運転に十分留意すること。

学校生活について

学校生活は、学校に所属しているみんなの周囲を思いやる気持ちによって成立するものです。自分自身や他者の価値観を大切にして学校生活を送りましょう。施設や設備等は適切に使用し、もし破損した場合には速やかに担当の先生もしくは学校生活部に報告してください。各施設を使用した後は、次の人が気持ち良く使えるようにきれいにしましょう。

施設利用について

1. L-pod

- ① 放課後も多様な活動で使用できますが、部活動については指定された場所でしましょう。
- ② その際、プロジェクターやプリンター等の機器を使う場合は、クラス担任に申し出ましょう。

2. HomeBase(HB)

- ① HB は、授業の合間などに憩いの場となるスペースです。
- ② 1人1つのロッカー（幅 41cm×高さ 90cm）を配置しているので、L-pod には毎授業、必要な物のみ持込み、その他はロッカーに直すようにしましょう。
- ③ 個人ロッカーのダイヤル番号は自分で適切に管理しましょう。
- ④ 私物などはロッカー内で収まるように整理し、私物をHBやL-pod に放置することがないようにしましょう。

3. アリーナ、グラウンド

- ① 基本的には授業や部活動のみで使用します。
- ② 原則として教科の用具の貸し出しは行いません。教科の用具の貸し出しが必要な場合、保健体育科に依頼しましょう。

4. ホール

壁面がアリーナとは異なり、普通教室と同様のためボール等道具の使用は厳禁です。

5. トレーニングルーム

- ① 使用する際は、本校教職員の監督下で行い、利用台帳の記入をしましょう。
- ② トレーニングをする際には必ず動きやすい服装（運動のできる服装）に着替えましょう。
- ③ 汗拭き用のタオルを持参しましょう。みんなが気持ちよく使うためにも自分の汗などはこまめに拭きましょう。また汗の付着は機器の劣化促進にもつながります。使用後は、速やかに汗を拭き取ってください。

6. カフェテリア

- ① 生徒の食堂として利用するほか、地域の方も利用される憩いの場です。
- ② 昼休み時間（12:30～13:10）は、生徒優先とします。
- ③ 地域の方も利用されますので、みんなが使いやすい環境にしましょう。

食事について

食事は下記の場所で行うこと。

L-Pod、HomeBase(HB)、カフェテリア、ホワイエ（階段部）、メディアスペース（机椅子が設置してある箇所のみ）

※IF昇降口すぐの机椅子は来客対応用のため飲食禁止です。

登下校時間について

1. 平日学校が開くのは7時となっています。7時以降に登校するようにしましょう。また、8時30分から1限目の授業が開始されます。余裕をもって登校するようにしましょう。
2. 部活動や自習ではなく、学校に残っている場合は18時が完全下校となっています。また18時以降自習をする人は自習室に移動するようにしましょう。
3. 部活動や自習等の完全下校は、19時30分です。19時30分には校外に出られるように計画的に片付け等を行きましょう。

火気の使用について

学校で、火気を使用することはできません。

ラーニングコモンズ・地域協働スペース利用について

1. ラーニングコモンズについて
ラーニングコモンズは、みなさんの発想を促し、発想から知識や思考を創造する空間です。
 - ・対話や協働のために積極的に使用することができます。
 - ・授業のグループ発表やプレゼンテーションの練習等で活用することもできます。
2. 地域協働スペースについて
地域、大学、企業など、外部の方と連携して「やってみたい」を実現するためのスペースです。地域の方も、図書の間覧や打合せ等に利用されます。
 - ・平日 10 時 00 分から 14 時 00 分は一般の方も利用します。
 - ・打合せ、プレゼンテーション、イベントなど、企画した活動の実施場所として自由に使えます。
 - ・使用したい時は、申請をしましょう。

保健室利用について

1. 保健室の機能は下記の通りです。
 - ①救急処置 ②健康診断 ③疾病管理 ④健康相談・保健指導
 - ⑤日本スポーツ振興センター事務 ⑥環境美化・衛生管理 ⑦スクールカウンセリングの受付
2. 保健室利用時の注意事項は下記の通りとします。
 - ① 保健室での休養は原則 1 時間以内です。
 - ② 保健室での手当は応急処置の範囲しか行うことができないため、継続的な繰返しの処置は行いません。
 - ③ 保健室では症状やアレルギー等の個人差を考慮して内服薬の提供は行いません。

スクールカウンセリング・総合育成支援について

1. スクールカウンセリング
心の相談に関して、専門的な知識・経験を有している方（臨床心理士等）が、スクールカウンセラーとして配置されています。相談を希望する場合は、保健室または担任の先生に申し込んでください。カウンセリングは無料で、相談内容の秘密は固く守られているので安心して相談をしてみてください。
2. 総合育成支援
学校生活において「困り」のある生徒の支援を行っています。発達障がいのある生徒への学習補助や、肢体不自由等の生徒への移動介助等を行う「総合育成支援員」も配置されています。また骨折等で臨時に必要な支援も可能です。学校生活に必要な「配慮」や「支援」を希望する場合は保健室または担任の先生に申し出てください。

自転車通学について

1. 自転車運転時のヘルメット着用が努力義務化されているため、ヘルメットを着用しましょう。
2. 事故を起こした場合や、事故の現場に居合わせた場合は以下の通り対応しましょう。

◇相手がいる（自動車・バイク・自転車・歩行者等）事故をした場合

- ①誰かがけがをした場合は119番通報をし、救急車を要請しましょう。大きな事故の場合は、早急な要請が重要です。
- ②誰もけがをしていない場合は、110番通報をし、警察を呼び現場確認をしてもらいましょう。（場合によっては、交通事故証明書を発行してもらう）

◇相手はいないが物を壊した事故をした場合（物損事故）

- ①けがをしている場合は、119番通報をし、救急車を要請しましょう。
 - ②けがをしていない場合は、110番通報をし、警察を呼び現場確認をしてもらいましょう。
- ※怪我の程度や、事故の程度に関わらず、事故が起きた場合は必ず警察に通報してください。

生徒心得の見直しについて

生徒心得の見直しは適宜行うことができる。見直しのフローは以下の通りである。

1. クラスの生徒がクラス代表者に意見を述べる
2. クラス代表者会議が議論して生徒会本部に議案をあげる
3. 生徒会本部が議案をまとめ、生徒総会の議案として出す
4. 生徒総会で承認されたのち、校長が最終判断をする

クラス代表者会議以外のその他の委員会や会議から生徒会本部に議案をあげることも可能である。

また、上記1以外にも2や3から見直しが始まることもある。